

(提案基準第20号)

主要幹線道路の沿道利便に係る開発又は建築に関する基準

既に周辺が一定の市街地を形成している幹線道路沿道の活用されていない土地における店舗等を目的とした開発又は建築については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホに該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

1 対象とする幹線道路（以下、「道路」という。）は、次のうち別図に示すとおりとする。

- ア 国道182号沿道の一部
- イ 国道486号沿道の一部
- ウ 県道加茂福山線沿道の一部
- エ 県道中野駅家線沿道の一部

2 申請地は、次のすべてに該当していること。

- (1) 申請地の面積は、5,000平方メートル未満であること。
- (2) 申請地は、土地利用にあたり適切な幅員で道路に接続していること。
- (3) 申請地は、道路の端からおおむね50メートル以内の区域であること。

3 申請に係る予定建築物は、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 物品販売業を営む店舗（第1項に規定する道路のうち片側1車線の部分にあっては自動車販売店を除く。）
- (2) 飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定が適用される施設を除く。）

4 申請に係る予定建築物は、次のすべてに該当していること。

- (1) 床面積の合計は、500平方メートル超（ただし、前項第2号に該当する場合は200平方メートル超）3,000平方メートル以下であること。
- (2) 予定建築物は、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

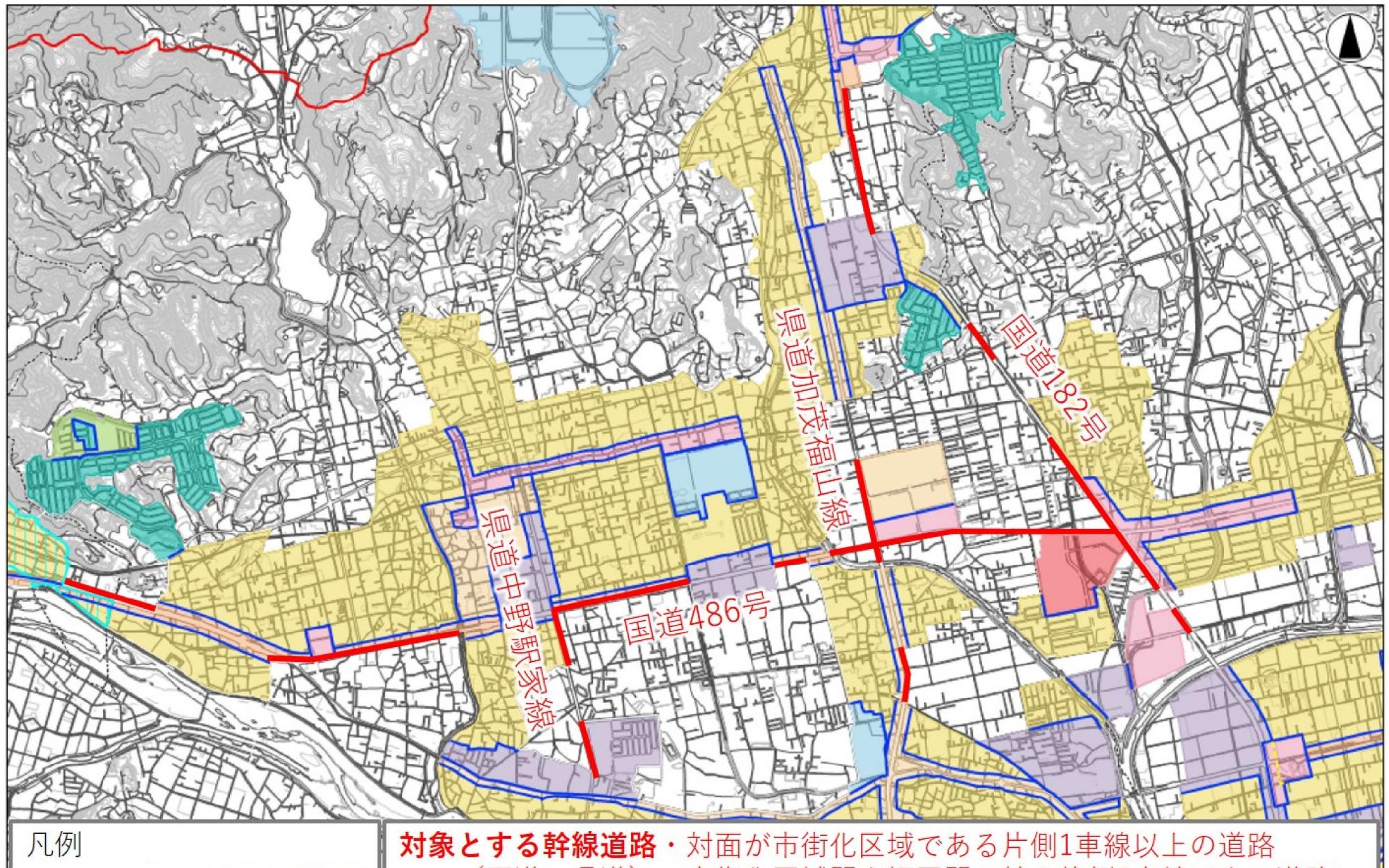
5 申請者は、当該事業を行うものであること。

6 当該施設の立地について、次のすべてに該当していること。

- (1) 道路に渋滞を引き起こすおそれがないこと。
- (2) 歩行者の安全に支障がないこと。
- (3) 社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的理由を有するものであること。

附則

この基準は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。



図：対象とする幹線道路